

令和5年度答申第36号  
令和5年10月3日

諮問番号 令和5年度諮問第23号（令和5年8月14日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る通院費の不支給決定  
に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項に基づく社会復帰促進等事業としてのアフターケア（以下「アフターケア」という。）に係る通院に要する費用（以下「アフターケア通院費」という。）の支給を求める申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A労働局長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求した事案である。

#### 2 関係する法令の定め

（1）労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に

掲げる事業を行うことができる旨規定し、同項1号は、療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害を被った労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業を掲げている。そして、労災保険法29条2項は、前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定めると規定している。

- (2) 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険法施行規則」という。）24条は、労災保険法29条1項1号に掲げる事業として、アフターケア通院費の支給等を行うものとするとして規定している。

そして、上記の「アフターケア通院費の支給」については、労災保険法施行規則29条1項が、アフターケア通院費は労災保険法施行規則28条1項各号（令和5年厚生労働省令第50号による改正前のもの。）に掲げる者に対して支給するものとするとして規定し、同項1号には、障害補償給付、複数事業労働者障害給付又は障害給付の支給の決定を受けた者のうち、厚生労働省労働基準局長が定める要件を満たす者が掲げられている。また、労災保険法施行規則29条2項は、前項に定めるもののほか、アフターケア通院費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定めると規定している。

- (3) 平成9年8月26日付け基発第596号厚生労働省労働基準局長通達「アフターケアの通院に要する費用の支給について」の別添「アフターケア通院費支給要綱」（平成31年1月8日付け基発0108第7号による改正前のもの。以下「旧要綱」という。）は、アフターケア通院費の支給対象となる通院について、次のとおり定めている。

ア アフターケア対象者の住居地又は勤務地からおおよそ4キロメートルの範囲内にある当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関へ通院する場合であつて、交通機関（鉄道、バス、自家用自動車等をいう。）の利用距離（住居地と勤務地との間は除く。）が片道2キロメートルを超える通院（旧要綱2（1））。

イ アフターケア対象者の住居地又は勤務地から、おおよそ4キロメートルの範囲内に当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関がないために4キロメートルを超える最寄りのアフターケア実施医療機関への通院（旧要綱2（2））。

(4) 平成31年2月1日以降に生じた通院に適用される、平成9年8月26日付け基発第596号厚生労働省労働基準局長通達「アフターケアの通院に要する費用の支給について」の別添「アフターケア通院費支給要綱」(最終改正平成31年1月8日付け基発0108第7号。以下「新要綱」といい、旧要綱と併せて「各要綱」という。)は、アフターケア通院費の支給対象となる通院について、次のとおり定めている。

ア アフターケア対象者の住居地又は勤務地と同一の市町村(特別区を含む。以下同じ。)内に存在する当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関への通院(アフターケア対象者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル以上の通院に限る。)(新要綱2(1))。

イ アフターケア対象者の住居地又は勤務地と同一の市町村内に当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関が存在しない場合、又は交通事情等の状況からアフターケア対象者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内の当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関への通院の方が利便性が高いと認められる場合におけるアフターケア対象者の住居地又は勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内にある当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関への通院(アフターケア対象者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル以上の通院に限る。)(新要綱2(2))。

ウ アフターケア対象者の住居地又は勤務地と同一の市町村内及びアフターケア対象者の住居地又は勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内に当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関が存在しない場合における最寄りの当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関への通院(アフターケア対象者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル以上の通院に限る。)(新要綱2(3))。

エ アフターケア対象者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル未満の通院であっても、アフターケア対象者の傷病の症状からみて、交通機関を利用しなければ通院することが著しく困難であると認められる場合における当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関への通院(新要綱2(4))。

(5) 平成31年1月8日付け基補発0108第1号厚生労働省労働基準局補償課長通達「アフターケア通院費の支給に当たっての留意事項について」(以下「留意事項」という。)は、新要綱2の「当該傷病の症状の措置に

適したアフターケア実施医療機関」については、原則として、標榜している診療科目により判断して差し支えないが、傷病の状態等によっては、標榜している診療科目を有する医療機関においても適切な措置が可能とは限らないことから、医療機器の整備状況、専門的知識・経験を有する医師等の有無等を考慮し、当該傷病に関し適切な症状の措置を実施することができる体制が確保されているかを判断することとしている（記1（2））。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成16年2月25日、業務災害により受傷し、B病院等で加療の後、平成18年8月11日に治癒（症状固定）した。症状固定時の傷病名は「頸部挫傷、腰部挫傷、両肩関節捻挫」であった。

（保険給付実地調査復命書、B病院C医師作成の診断書）

- (2) 審査請求人は、平成18年9月8日、処分庁に対し、頭頸部外傷症候群等に係るアフターケア健康管理手帳の交付を申請し、同月14日、処分庁から健康管理手帳の交付を受けた。

（健康管理手帳交付報告書、受領書）

- (3) 審査請求人は、平成20年3月26日、処分庁に対し、外傷による末梢神経損傷に係るアフターケア健康管理手帳の交付を申請し、処分庁は、同年4月1日、審査請求人に係る健康管理手帳の対象疾病を、頭頸部外傷症候群等から外傷による末梢神経損傷に変更した上で、審査請求人に健康管理手帳を交付した。

（健康管理手帳交付報告書、Xに係るてん末と意見、健康管理手帳交付決議書）

- (4) 審査請求人は、平成20年5月7日、A労働基準監督署長（以下「本件労基署長」という。）に対し、障害補償給付の支給を請求したところ、本件労基署長は、同年9月16日、審査請求人に残存する障害は障害等級第9級の7の2（通常の労務に服することはできるが、疼痛により時には労働に従事することができなくなるため、就労可能な職種の範囲が相当な程度に制限されるもの）に該当すると認定し、障害補償給付の支給決定をした。

（障害補償給付支給請求書、年金・一時金支給決定決議書、保険給付実地調査復命書）

- (5) 審査請求人は、上記（3）で交付された健康管理手帳の3年の有効期限

満了後、10回の有効期間の更新を経て、処分庁に対し再度の更新申請をし、処分庁は、令和3年4月1日、健康管理手帳の更新決定をした。

(健康管理手帳交付決議書)

(6) 審査請求人は、平成30年5月17日、同年7月12日、同年9月6日、同年11月1日、同年12月27日、平成31年2月21日、同年4月11日、令和元年7月4日、同年8月8日、同年9月26日、同年12月19日、令和2年2月13日、同年5月7日、同年8月27日、同年10月22日、令和3年1月14日、同年5月14日、同年7月9日、同年9月3日、同年10月22日、同年12月17日及び令和4年2月4日の計22日間、アフターケアのため、D病院（以下「本件病院」という。）に通院し、これらの通院に要した費用（合計13,838円）について、同年3月17日、処分庁に対し、アフターケア通院費支給申請（本件申請）をした。

(アフターケア通院費支給申請書)

(7) 処分庁は、令和4年10月18日、審査請求人に対し、本件申請のうち令和4年2月4日に係る通院費を除く通院費について本件不支給決定をした。

(アフターケア通院費支給不承認決定決議書)

(8) 処分庁は、令和4年12月1日、審査請求人に対し、本件申請のうち令和4年2月4日に係る通院費について、不支給決定をした。

(アフターケア通院費支給不承認決定決議書)

(9) 審査請求人は、令和5年1月19日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(10) 審査庁は、令和5年8月14日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、諮問した。

(諮問書、諮問説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

本件不支給決定を受けて、E地内でCRPSのアフターケアを実施している病院を探した。処分庁に示された病院には全て連絡したが、いずれもCRPSは診察対象外であると受診を断られてしまい、現状ではE地内では通える病院がない。整形外科でCRPSと頸椎及び腰椎を同時に見てもらえる病院は少ない。

E地内の病院でも片道10キロメートル以上の病院が何軒もある。本件病

院は自宅から片道8.5キロメートルである。

同一市町村内の傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関がないため、又は隣接する市町村の実施医療機関の方が通院しやすいためという支給要件にあたると思う。

本件病院の担当医は、審査請求人の受傷当時から今までの病状の経過、どこの病院のどの医師に診察してもらったかも知っているため、これからも通院したい。

よって、本件不支給決定の取消しを求める。

(審査請求書、反論書(追加分))

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件は、審査請求人のアフターケアに係る通院について、審査請求人の自宅(E地)から片道8.3キロメートルの距離にある本件病院(F地)への通院が、各要綱に定められた支給対象となる通院に該当するか否かが問題となる。
- 2 平成30年5月から同年12月の申請分(通院5回分)については、旧要綱に基づき判断される。旧要綱では、「対象者の住居地又は勤務地から、おおよそ4キロメートルの範囲内に当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関がない」ことが支給要件となっているが、担当医師の意見書では、審査請求人が受けているアフターケアの内容は、他医でも対応可能な内容と述べられている。また、審査請求人は「外傷による末梢神経損傷」に係るアフターケアとして、本件病院に加えて、既に支給決定としているGクリニックの2箇所に通院しており、両医療機関の医師意見書及びレセプトによると、Gクリニックで行われているのは、ブロック注射による痛みの緩和治療(審査請求人が主張するいわゆる「CRPSの診察」)であるのに対し、本件病院で行われているのは、神経症状のチェックと薬剤の処方という整形外科及び麻酔科を標榜する医療機関であれば受けられる一般的な診療であるから、アフターケア実施医療機関が本件病院でなければならない合理的な理由は認められない。

また、審査請求人の住居地からおおむね4キロメートルの範囲内には、整形外科及び麻酔科を標榜するアフターケアが実施可能である医療機関は複数存在しており(少なくとも3軒確認できる。)、 「おおよそ4キロメートルの範囲内に当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関がない」

場合には該当しない。

- 3 平成31年2月から令和3年12月の申請分（通院16回分）については、新要綱に基づき判断される。本件病院は、審査請求人の住居地に隣接する市町村に所在することから、「アフターケア対象者の住居地又は勤務地と同一の市町村内に当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関が存在しない場合、又は交通事情等の状況からアフターケア対象者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内の当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関への通院の方が利便性が高いと認められる場合」であることが支給要件となる。

審査請求人は、E地内には片道10キロメートル以上の病院も何軒もあり、本件病院は自宅から片道8.5キロメートルなので認めてほしい旨主張するが、本件病院までは8.3キロメートルの距離があるところ、審査請求人の住居地と同一市町村内で、住居地からおおよそ4キロメートルの範囲内にあるアフターケア実施可能な整形外科、麻酔科を標榜する医療機関は3軒存在し、このほかにも、審査請求人の住居地と同一市町村内に、整形外科及び麻酔科を標榜するアフターケア実施医療機関は33軒存在している。

なお、留意事項において、「療養中から通院している労災指定医療機関において、引き続きアフターケアを受ける場合にあっては、移送費の支給要件を満たしている場合には、当該アフターケア実施医療機関への通院を支給要綱（引用者注：新要綱のこと。）2の各要件を満たす通院として認めて差し支えないこと。」とあるが、本件病院の初診日は平成25年2月1日であり、療養中から通院している労災指定医療機関に当てはまらないことから、本要件にも該当しない。

- 4 以上のとおり、本件申請については、平成31年1月までの申請分は旧要綱における支給要件、平成31年2月以降の申請分は新要綱における支給要件のいずれにも該当せず、本件審査請求には理由がないことから棄却されるべきである。

### 第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

- 2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

(1) 審査請求人の本件病院への通院がアフターケア通院費の支給対象となる

通院に該当するかについては、平成30年5月から同年12月の5回の通院については旧要綱に基づいて判断することになり、平成31年2月から令和3年12月の16回の通院については新要綱に基づいて判断することになる。

- (2) まず、本件病院は、審査請求人の住居地から8.3キロメートルの距離にあるから、旧要綱の2(1)の「アフターケア対象者の住居地からおおよそ4キロメートルの範囲内」との要件に該当しない。また、新要綱の2(1)の「アフターケア対象者の住居地と同一の市町村内に存在する」との要件に該当しない。
- (3) 次に、旧要綱の2(2)の「アフターケア対象者の住居地からおおよそ4キロメートルの範囲内に当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関がない」、新要綱の2(2)の「アフターケア対象者の住居地と同一の市町村内に当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関が存在しない」場合に該当するかどうかを検討する。

「当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関」については、原則として、標榜している診療科目により判断して差し支えない（留意事項）とされている。

審査請求人が受けているアフターケアは、外傷による末梢神経損傷に係るアフターケアであり、アフターケアとして受ける措置は、「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領」（「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の制定について」平成19年4月23日付け基発第0423002号（最終改正平成28年3月30日付け基発0330第5号）の別添）の別紙「傷病別アフターケア実施要綱」（以下「実施要綱」という。）の第13によれば、(1) 診察、(2) 保健指導、(3) 保健のための措置として、ア注射、イ薬剤支給、(4) 検査とされており、審査請求人が本件病院(整形外科)でアフターケアとして受けていた措置は、神経症状のチェック、漢方、鎮痛剤、ビタミン剤の処方である。

これらの措置については、整形外科を標榜する医療機関であれば受けられる一般的な措置であり、本件病院の担当医師も意見書において「他医でも対応は可能である。」としている。

審査請求人の住居地からおおよそ4キロメートルの範囲内、審査請求人の住居地と同一市町村内には、整形外科を標榜する医療機関は複数存在しており、審査請求人が本件病院で受けていた措置をこれらの病院で受けら



れないという合理的な理由もないので、旧要綱の2（2）及び新要綱の2（2）の「アフターケア対象者の住居地と同一の市町村内に当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関が存在しない」場合にも該当しない。

また、審査請求人の住居地から本件病院までは8.3キロメートルの距離があるところ、上記のとおり審査請求人の住居地からおおよそ4キロメートルの範囲内に整形外科を標榜する医療機関は複数存在しているため、新要綱2（2）の「交通事情等の状況からアフターケア対象者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内の当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関への通院の方が利便性が高いと認められる」場合にも該当しない。

審査請求人は、住居地から4キロメートルの範囲内、住居地と同一市町村内には、CRPSの診察をしてくれる病院はないと主張しているのであるが、アフターケアは、業務災害等により傷病に罹患した者が症状固定後においても後遺症状に動揺をきたす場合が見られること、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあることにかんがみ、必要に応じてアフターケアとして予防その他の保健上の措置を講じるものであり、アフターケアの予防その他の保健上の措置の範囲は実施要綱に定められている。審査請求人の受けていた予防その他の保健上の措置は上記のとおりであり、その内容からみて他の医療機関でも受けられるものであるので、審査請求人の主張は採用できない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史